

コロナ問題を契機とした 規制・制度／経営・業務改革 ～デジタルXの未来を今に～

Hello, Future!



2020年4月9日

コロナ問題を契機とした規制・制度／経営・業務改革の見取図

規制・制度改革

経営・業務改革

2-1

2-2

コロナ対処
に直結

- ✓ オンライン医療提供体制
- ✓ オンライン教育
- ✓ オンライン株主総会
- ✓ 労働法制の改革
- ✓ マイナンバー制度の活用

- ✓ リモートワークの推進

4

スタートアップやベンチャー企業の活躍

3-1

3-2

コロナ問題を
契機とした
新たな
国づくり

- ✓ 社会全体のデジタル化の推進
- ✓ レガシー規制の見直し
- ✓ データ連携・活用の環境整備
- ✓ 国民運動の実施 ほか

- ✓ DXの見える化
- ✓ DX連携の支援
- ✓ DX投資のインセンティブ

目次

1. コロナ対応と新たな国づくり	03
2. 規制・制度改革	08
2-1. コロナ対応に直結する規制・制度改革	09
2-2. 新たな国づくりのための規制・制度改革	21
3. 経営・業務改革	44
3-1. コロナ対応に直結する経営・業務改革	45
3-2. 新たな国づくりのための経営・業務改革	47
4. スタートアップ支援	53
5. Appendix	61

1. コロナ対応と新たな国づくり

2. 規制・制度改革

3. 経営・業務改革

4. スタートアップ支援

5. Appendix

1. コロナ対応と新たな国づくり デジタル対応に関する総理発言

2020年 2月29日

安倍内閣総理大臣記者会見より抜粋

この機に、感染拡大防止の観点からも、テレワークなど、IT技術を活用しながら、社会のあらゆる分野で遠隔対応を進め、未来を先取りする変革を一気に進めます。

1. コロナ対応と新たな国づくり 新経済連盟のデジタル政策提案～失われた『7年』～

2013年4月17日 第6回産業競争力会議資料より抜粋 三木谷代表理事による『対面原則書面交付原則撤廃』提案

提案事項

インターネットを対面に代わるプロトコルとして認め、各産業・サービスでの採用・徹底的な活用を促すことを国家の方針とし、基本法の整備を行う。

具体的な措置内容

(次項以降に詳細)

- ▶ 総理大臣のリーダーシップのもと、本提案事項を確実に達成するために、基本法を含め規制撤廃等に向けた所要の措置を講ずる。

1. 対面でのコミュニケーションを求める規制の撤廃

- ▶ 遠隔医療の推進
- ▶ 医薬品のネット販売の推進
- ▶ 遠隔教育の解禁

2. インターネット上での情報提供を通常の方法として認めない規制の撤廃

- ▶ 処方せんの電子化及び積極活用の早期実現
- ▶ 金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化
- ▶ インターネット選挙の解禁
- ▶ 株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化

3. 各種手続きをインターネット上で完結できない環境の改善・撤廃

- ▶ 行政手続きオンライン化の推進
- ▶ 非対面サービスでの本人確認・年齢確認をネット上で完結できるようにする

1. コロナ対応と新たな国づくり

コロナ問題で浮彫りになった現状とあるべき姿

コロナ問題で浮彫りになった現状

- **オンラインレディになっていない**
日本が今後迅速に意思決定して事態に対応できるのかを突き付けられている
 - 社保手続や勤務証明書に**原本・押印**が必要だったり**紙の請求書**があるので出社しなければならない
 - **株主総会をネット中継のみ**で開催することができない
 - 社内システムが**オンプレ**のため出社せざるを得ない
 - **学校の先生と双方向のやり取り**ができるインターネット環境が欲しい
 - 相変わらず**役所手続きは対面**
 - 台湾政府の「リアルタイムマスクマップ」のような**住民サービス**が欲しい

あるべき姿

- デジタル化を最大限、**平時から実際に活用**することが不可欠、**オンラインレディが常態**
- 政府と民間の**デジタルトランスフォーメーション**の実装、クラウド活用
 - コロナ対策のための特別措置は、コロナ問題が収まったら当然に旧来に戻すという考え方はNG
- **ガブテック、〇〇テックの担い手**である**ベンチャーやスタートアップの振興**
 - フランスのデジタル経済担当大臣メッセージ『スタートアップは経済成長を担っている。雇用という点では特にそうだ。また、ロックダウン時に特に役立つ刷新的なプロダクトやサービスに取り組んでいる』

1. コロナ対応と新たな国づくり

新たな国づくり -官民の徹底的なDX-

- コロナショックによるリスクシナリオを回避しても、中長期的には**人口減・高齢化によりマイナス成長**に転じる見通し
- コロナ問題終息後、経済を再び成長軌道に乗せるためには、これを契機とした**政府・民間双方の徹底的なDXの推進**が必要

【日本経済研究センターによる中期経済予測】

シナリオ	見通し
リスクシナリオ	➤ 世界で感染の影響が長引き、米欧でも消費の自粛が広がりマイナス成長に陥る。 企業の倒産や失業が広がれば、長期的にもGDPの水準が2%程度押し下げられる可能性
標準シナリオ	➤ コロナ危機を回避しても、 人口減・高齢化が重しとなり、GDP成長率は2030年代に▲0.1%とマイナス成長に転じる見通し
改革シナリオ	➤ DXを促し、 無形資産への投資を2035年にかけてGDPの約3%分増やすことで、波及効果を通じて全要素生産性（TFP）の伸びは1.2%まで上昇し、これにより2030年代前半も0.6%のプラス成長を維持 ➤ DXはリモートワークで通勤時間が減るなどのGDPに表れない豊かさをもたらす

1. コロナ対応と新たな国づくり

2. 規制・制度改革

3. 経営・業務改革

4. スタートアップ支援

5. Appendix

2. 規制・制度改革

2-1. コロナ対処に直結する規制・制度改革

- ① オンライン医療提供体制
- ② オンライン教育
- ③ オンライン株主総会
- ④ 労働法制の改革
- ⑤ マイナンバー制度の活用

2-2. 新たな国づくり -規制・制度のDX-

- ① 社会全体のデジタル化の推進
- ② レガシー規制の見直し
- ③ データを連携・活用できる環境の整備
- ④ DX推進のための国民運動の実施
- ⑤ 規制・制度のDX等を進めるための枠組みの整備
- ⑥ 規制・制度の適用と執行のイコールフットイング

2-1.コロナ対処に直結する規制・制度改革

①オンライン医療体制の整備 -インセンティブ措置の導入-

■ オンライン診療、オンライン服薬指導、電子処方箋に対応するためのインセンティブ措置の導入によるオンライン医療体制の早急な整備

- 対面とオンラインのイコールフットディングの確保にとどまらず、民間投資を促すためにも税制や診療報酬などによる強力なインセンティブ措置が必要

2-1.コロナ対処に直結する規制・制度改革

①オンライン医療体制の整備 -オンライン診療①-

	問題の所在	必要な対応策
	I. 医師法等法令上の規制・解釈	
①	➤ 対面原則 (原則初診は対面)	➤ 対面原則の撤廃、初回オンラインでも可
②	➤ 処方できる範囲の限定 (再診以降でも限定)	➤ コロナ対策として若干緩和されたものの検証が必要
③	➤ 診療行為に活用できる薬・機材の利 活用が進んでいないこと (対外診断薬の活用が進んでいない)	➤ 対外診断薬の活用が認められ促進されるよう明確に位置付け
④	➤ オンライン実施の際に求められる診 療計画作成のハードルが高い	➤ コロナ問題の事務連絡で出されたもの程度を普段でも標準とすべき

2-1.コロナ対処に直結する規制・制度改革

①オンライン医療体制の整備 -オンライン診療②-

	問題の所在	必要な対応策
	Ⅱ. 診療報酬関係	
①	<ul style="list-style-type: none">➤ 対面との組み合わせが前提<ul style="list-style-type: none">• 同じ医師が半年以上診察し、3カ月に1回は対面診療を組み合わせる• おおむね30分以内で緊急時の対面診療ができる• 医療機関内で行う	<ul style="list-style-type: none">➤ 報酬対象報基準として、左記基準を撤廃
②	<ul style="list-style-type: none">➤ 対象疾患が限定	<ul style="list-style-type: none">➤ 対象疾患の拡大
③	<ul style="list-style-type: none">➤ オンライン診療にすると減収になってしまうこと	<ul style="list-style-type: none">➤ 少なくともオンライン診療の場合は処置等が必要ない管理料に関しては加算可能にするなど対面とのイコルフットィング確保につながる措置が必要
④	<ul style="list-style-type: none">➤ 受診勧奨行為は対象外	<ul style="list-style-type: none">➤ 受診勧奨行為も対象にできないか検討

2-1.コロナ対処に直結する規制・制度改革

① オンライン医療体制の整備 -オンライン服薬指導-

	問題の所在	必要な対応策
	I. 薬機法等法令上の規制・解釈	
①	➤ 対面原則 (対面で指導があったことが前提)	➤ 対面原則の撤廃、オンラインのみでも可
②	➤ 服薬内容は原則として同一	➤ 状況に応じて柔軟に内容を変更することを可能にする
③	➤ オンライン診療前提主義 (診療が対面の場合は、薬剤授与も対面)	➤ 診療行為がオンラインである前提を撤廃
	II. 報酬関係	
①	➤ 報酬対象の前提が対面原則が残っている部分がある <ul style="list-style-type: none">3か月以内に対面の薬剤服用歴管理指導料をとっていること、同一の薬剤士でない場合はその人も対面経験必須など	➤ 対面が前提である条件の撤廃

2-1.コロナ対処に直結する規制・制度改革

① オンライン医療体制の整備 -電子処方箋-

	問題の所在	必要な対応策
①	<p>➤ 患者視線での電子処方箋に係る体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・ 現状手続きは紙が介在。薬も取りに行くことが前提	<p>➤ 書面原則、出頭原則の撤廃、デジタル完結化</p>
②	<p>➤ 認証手段の多様性が認められているのか不明確 (H P K I は、薬剤師保有数で数百人程度)</p>	<p>➤ H P K I 以外の電子認証手段も排除されないことと当該電子認証手段の要求レベルの適切な水準の在り方について、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び「電子処方せんの運用ガイドライン」において、明確化する</p> <p>※ 電子カルテでは医療機関が医師に付与した I D と医師が設定した P A S S で記載指示していることが参考になる</p>
③	<p>➤ 電子処方箋の普及促進方策が検討されていないこと</p>	<p>➤ 使いやすさ、コストの検証</p>

2-1.コロナ対処に直結する規制・制度改革

② オンライン教育

問題の所在

必要な対応策

➤ オンライン教育の制度化

①

- ・ コロナ問題が長期化し学校の再開が延期される事態が続くと、授業自体をオンラインにシフトすることが必要

- 情報アクセス環境の整備を強化しながら、海外の事例や日本での先進事例やEdtech実証実験事例等も参考に、オンライン授業の導入を喫緊の課題として検討し、早急に制度化すべき



韓国 感染リスク考慮 小中高校 新学期は順次
オンライン授業で

2020年3月31日 19時47分 新型コロナウイルス

文=中曽根陽子/教育ジャーナリスト、マザークエスト代表

一斉休校の渦中、渋谷区立西原小学校がオンライン学習継続で驚異的成果を挙げている

文=中曽根陽子/教育ジャーナリスト、マザークエスト代表

新型コロナウイルスによる学校休業対策

#学びを止めない未来の教室

経済産業省 教育産業室 より 緊急メッセージ

新型コロナウイルス感染症対策。
全国の学校の臨時休業が進むでしょうが、そんなときこそEdTechがその力を発揮します。

「学校が閉まっているからって、学びを止めないで済む」

そんな社会の実現に向けた挑戦だと、前向きに考えたらよいのではないのでしょうか。
経済産業省「未来の教室」プロジェクトでは、実証事業で一緒に汗をかいているEdTech事業者さんのみならず、日本の様々なEdTech事業者さんが動き始めた素敵な取り組みをご紹介します、一人でも多くの生徒さんたちに学びの機会を届けたいと思います。

2-1.コロナ対処に直結する規制・制度改革

② オンライン教育

問題の所在

必要な対応策

- | | |
|--|--|
| <p>②</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 子供の情報端末とネットワーク整備<ul style="list-style-type: none">• 子供の教育環境が悪化。1人1台端末とネットワーク環境整備の加速化が必要 | <ul style="list-style-type: none">➤ G I G Aスクール予算拡充による1人1台端末とネットワーク環境（生徒の個人宅含む）の早期整備 |
| <p>③</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 教育コンテンツ充実と著作権法対応<ul style="list-style-type: none">• 端末・ネットワークが整備されてもデジタル教育コンテンツが不足、また著作権法改正により授業目的での公衆送信の際の補償金制度の着実な実施が必要 | <ul style="list-style-type: none">➤ 教育コンテンツの充実のための予算措置の充実（特に教育スタートアップを活用）➤ 授業目的公衆送信補償金制度について予算措置等を活用しながら着実な実施 |

2-1.コロナ対応に直結する規制・制度改革

② オンライン教育

問題の所在

必要な対応策

- ④
- 大学でのオンライン授業の単位認定
 - ・ オンライン授業は60単位までしか卒業単位に認定されていなかった
 - コロナ対応として早急に緩和・着実な実行をすべき、また、そもそも論としても、上限設定は不要であるので撤廃すべき

2-1.コロナ対処に直結する規制・制度改革

③ オンライン株主総会

問題の所在

- 昨今のコロナ問題の状況をみると、リアル株主総会との『ハイブリッド型』※の定着普及に加えて、バーチャル完結型の開催も今から検討しておくべきではないか

※ 『ハイブリッド型バーチャル株主総会』とは、リアル株主総会を開催しつつ、当該リアル株主総会の場に在所しない株主についても、インターネット等の手段を用いて遠隔地からこれに参加または出席することを許容する株主総会をいう

①

※ 経産省は、株主総会当日における電子的手段の活用を検討してきた結果、本年2月に「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」を公表。

※ 2月28日、法務省は、定時株主総会の開催日時等の法的見解を公表

※ 4月2日、経産省と法務省は、現況下でより安全に企業が株主総会を開催するために、株主総会の運営上想定される事項についての考え方である「株主総会運営に係るQ&A」を公表

必要な対応策

- バーチャル完結型の実施に向けて検討を行い、実施する

※ドイツ

3人以上の集会を禁じたこととセットでバーチャルオンリーを法改正で認めた

※オーストラリア

ASIC(金融庁)は、バーチャルオンリーで仮に実施したとしても一定の条件の下ではno-actionというポジションを表明

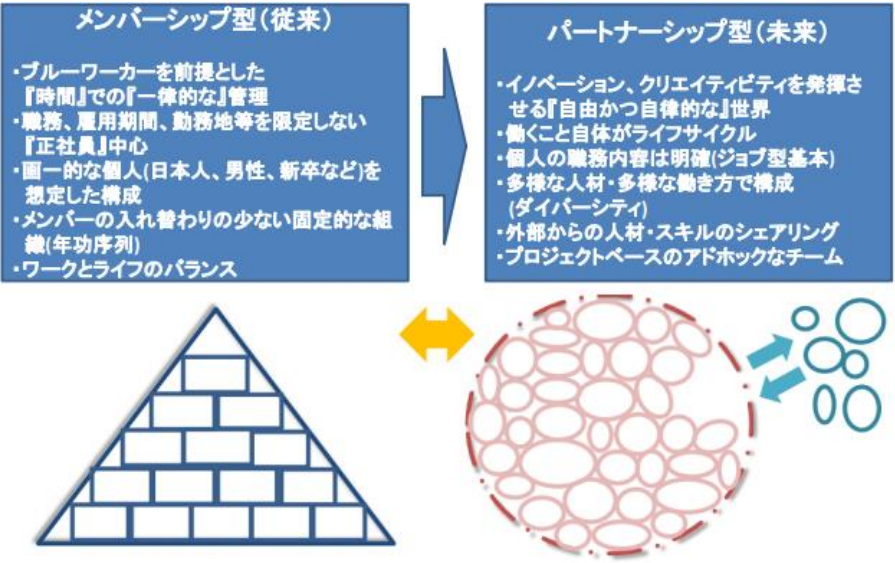
2-1.コロナ対処に直結する規制・制度改革

④ 労働法制の改革

問題の所在	必要な対応策
-------	--------

- | | |
|---|--|
| <p>➤ 時間・事業場を前提とした労働法制について、今回のリモートワークの経験を踏まえ、そもそも働き方を考えるきっかけにするべきではないかとの声</p> <p>①</p> | <p>➤ 時間・事業場を前提とした労働法制の見直しの検討</p> <p>※ 当連盟では従来から、『ベンチャー企業』『知識社会型対応企業』等の企業類型を設定し、これに相当する企業は、企業単位で、労働時間・休日・休憩・割増賃金がいずれも適用されない新たな柔軟な労働時間制度の創設を提案している</p> |
|---|--|

働き方の今までとこれから



組織と個人の新たな関係



⑤ マイナンバー制度の活用

- **マイナポータル等を活用したP H Rの推進**
- **給付金（個人）や補助金（法人）等が迅速かつピンポイントで支給できるよう預金口座との紐づけも含め早期に整備・活用（法人向けポータル早期整備も含め）**
- **マイナンバーを一般の個人情報と同様の取り扱いにする（エストニアはオープンな番号）**
 - 本人同意に基づき、マイナンバー利用事務内での提供制限の解除、個人番号関係事務実施者内における名寄せ等での活用可能化など
- **情報連携の前提となる各種の台帳、ベースレジストリの前倒しでの整備**

2. 規制・制度改革

2-1. コロナ対処に直結する規制・制度改革

- ① オンライン医療提供体制
- ② オンライン教育
- ③ オンライン株主総会
- ④ 労働法制の改革
- ⑤ マイナンバー制度の活用

2-2. 新たな国づくり -規制・制度のDX-

- ① 社会全体のデジタル化の推進
- ② レガシー規制の見直し
- ③ データを連携・活用できる環境の整備
- ④ DX推進のための国民運動の実施
- ⑤ 規制・制度のDX等を進めるための枠組みの整備
- ⑥ 規制・制度の適用と執行のイコールフットイング

2-2. 新たな国づくり -規制・制度のDX- 規制・制度のDXの見取図

アナログ原則の完全撤廃

ex) デジタル化率；官民手続き33%、民民取引6%

新しい規制・制度の創出 による新市場の創出

① 消費者、事業者(個人・企業)、行政の『トランザクションコスト』の社会全体での低減による効率化

ex) 民間が行政に対応するためのコスト 少なくとも71.2万人/年相当

② 労働力不足への対応、高付加価値部門への業務シフト

ex) 行政対応コスト2割削減分の業務シフトにより少なくともGDP1.3兆円/年の押上げ効果

ex) 企業のバックオフィス業務のデジタル完結により少なくとも2兆円の生産性向上効果

③ 第4次産業革命によるデータ駆動型経済への環境整備

世界一のデジタル・イノベーション国家への転換

ex) 世銀発表のビジネス環境ランキング25位(2019年)

2-2. 新たな国づくり -規制・制度のDX-

① 社会全体のデジタル化の推進

- 『社会全体のデジタル化』を進めるための更なる立法措置の早期実現
- 『アナログ原則』撤廃のための一括整備法令整備
- デジタル手続きに対するインセンティブ措置や優先的処理

2-2. 新たな国づくり -規制・制度のDX-

① 社会全体のデジタル化の推進 -『アナログ原則』の撤廃-

-アナログ10原則-

① 対面/面前原則

② 書面での作成・備置・提出・交付・通知の原則

③ 押印原則

④ 行政機関による印紙による支払原則

⑤ 様式原則 (一定の記入様式を定めるもの)

⑥ 出頭原則 (情報アクセスやデータ取得が出頭を前提)

⑦ 現場・店頭での専門家の常駐/配置要請の原則

⑧ 人手による目視での調査・点検・検査の原則

⑨ 原本原則 (書面を証拠書類・原本とするもの)

⑩ 現金原則

【参考】アナログ原則撤廃リスト 具体例①

対象となる法令

改正目的・内容

アナログ原則との関係

薬機法4条、9条の3、36条の4、36条の6 等	➤ 薬局医薬品及び要指導医薬品の対面規制の撤廃	➤ 処方箋薬、薬局医薬品、要指導医薬品に係る対面規制の削除 ➤ 「要指導医薬品」というカテゴリーの撤廃	①対面/面前原則
電子処方箋の運用ガイドライン 等	➤ 処方箋の完全電子化	➤ 現行は患者が処方箋IDが記載された『電子処方箋引換証』の紙を薬局に持参することとなっているが、医療機関から患者への処方箋のオンライン送信を可能にする。	②書面交付原則 ⑥出頭原則
金融商品取引法 等	➤ 金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化	➤ 金融商品取引契約等では、法令上、説明方法として、事業者側が電子交付をデフォルトの方法として選択できるようにする。	②書面交付原則
宅建業法上の解釈等	➤ 不動産取引の重要事項説明での対面原則の完全解禁	➤ ITを活用した不動産取引の重要事項説明について、社会実験の結果、賃貸は解禁されているがその他の分野についての解禁が課題として残っている。	①対面/面前原則
宅地建物取引業法34条の2、35条、37条 等	➤ 不動産取引における重要事項説明書面等の電子化	➤ 不動産取引における重要事項説明書面、媒介契約書面及び37条書面について現行法令上「書面」とのみあるのを電子署名したうえでの電磁的方法による交付も認めることとする。	②書面交付原則
借地借家法22条、38条、39条 等	➤ 借地借家契約の電子化	➤ 借地借家法上、「書面」とのみあるのを電子署名したうえでの電磁的方法も認めることとする。	②書面交付原則
消費税法8条、消費税法施行令18条、消費税法施行規則6条・7条、消費税法基本通達8-2-1、8-2-2、経産省・観光庁作成の『消費税免税店の手引き』	➤ 免税手続店カウンターでの物品同一性の確認のデジタル化	➤ 外国人旅行者向け消費税免税制度における『物品の同一性確認(物品とレシートの照合)の手段』が目視に限定されているので、スマホのカメラ機能の活用等も認めるべき	⑧人手目視調査原則

【参考】 アナログ原則撤廃リスト 具体例②

対象となる法令

改正目的・内容

アナログ原則との関係

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ オンライン診療における対面よりも限定された診療報酬付与要件緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ オンライン診療が適用される疾患が限定され、また適用がある疾患についても診療報酬を付与する要件が相当限定されており、電話等再診とは別にオンライン診療料の評価がされた後の方が、オンライン診療の利用が減っていることを踏まえ、適用疾患の制限、要件の緩和を早急に行う。 	①対面/面前原則
旅行業法第12条の4、第12条の5、施行令第1条	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 旅行業における契約内容に関する電子書面交付デフォルト化 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 法令上、事業者側が電子交付をデフォルトの方法として選択できるようにする。 	②書面交付原則
労働者派遣法施行規則21条3項、4項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 労働者派遣契約の締結における書面記載という書面原則の撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 労働者派遣契約の必要契約事項について契約当事者に対して書面に記載させることとしていることについて、電磁的手段でもよいこととする。 	②書面交付原則 ③押印原則
道路運送法、関係通達	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 運行管理における対面点呼原則の撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現行法令では対面で点呼を実施するのが原則になっているが、必要なりすまし防止対策を講じた上で、ITの利用を全面的に認める。(一部規制緩和されたが、グループ企業内でも他の事業者の管理はできないなど制限あり) 	①対面/面前原則 ⑦現場配置原則
対内直接投資等に関する命令	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事前届出、事後報告の書面原則の撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 外為法の改正により届出の対象範囲拡大したが、依然として書面での申請が必要となっており、オンラインのでの申請も可能とする。 	②書面原則
出入国管理及び難民認定法施行規則	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 在留資格証明書の原本原則要件緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新型コロナウイルスの影響で国際郵便の引受が停止されている国もあり、証明書原本や自署が必要な書類のやり取りができないが、それでも原本しか認められない。非常時として就学・就業先への事前確認で済ますなどの対応を行えるようにする。 	⑨原本原則

【参考】『出頭原則』 具体例（不動産業界の事例）

非効率な調査業務の具体例

- 宅地内への水道管引き込み配管図について水道局に出向いて確認が必要
- 固定資産税等の公課証明書について電子閲覧は出来ず、税務署に出向いて確認が必要
- 周辺の開発状況確認のため、役所に出向いて建築計画概要書の確認が必要
- 一部の行政区では道路・地形データは電子閲覧が可能だが、道路台帳平面図の詳細を確認するため各建設事務所道路台帳担当窓口まで出向いて確認が必要
- 埋蔵文化財保護法の指定区域の資料について、役所へ出向いての確認が必要
- 法定点検資料(消防点検報告書・建築設備定期検査・特定建築物定期調査など多数)の確認のために、消防署・保健所などに出向いての確認が必要

調査業務に膨大な時間が費やされている

2. 事業者が必要とする情報①(不動産取引業務の流れ)



平成24年7月 国土交通省作成「不動産流通市場における情報整備のあり方研究会」より

5時間×6社が査定 8時間×1契約 1中古住宅流通毎に
30時間 + 8時間 = 38時間

FRK既存住宅流通推計量
 × **59.8万件** = 年間で調査に費やされた時間推定
2,271万時間
(1.3万人相当)

【参考】『押印原則』具体例①

問題の所在

必要な対応策

①

➤ 「行政手続きの本人確認のオンライン化」の現状値が不明確であり、徹底されていない

※ 1. 国や地方自治体等の行政機関が押印を求める場合、法令上の根拠が不明確な場合も多い(委員の委嘱状など)

2. 法令検索システムを使って『押印』で検索すると**605件**。『押印』『署名』両方を含むものが**407件**

3. デジタル手続き法では行政手続きの原則オンライン化が義務とされているが、地方自治体は努力義務どまりであり進捗管理がより課題に

➤ 法令が押印しか認めていない場合、そもそも当該手続きがいるのかの検証

➤ また、仮にオフラインで実印がいるとしても印鑑証明書まで求めている場合はオンラインではID/PW方式でいいことにし、オフラインで印鑑証明書まで求めている場合は、オンラインでは電子署名方式で認めるように、法令を改める

➤ 国や地方自治体等での行政機関での対応状況を法令に基づかないものも含めて洗い出して数値化し公表して進捗管理をするなどにより対応を促進

※ 「行政手続きにおけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(平成31年2月25日政府CIO補佐官会議決定)に基づく整理がなされているかという視点から上記を検討すべき。そもそも押印が認印でもいい場合は不要

②

➤ 民間同士の契約等の手続きでの本人確認のオンライン化(電子契約の促進)

➤ 押印慣行の見直しに向けた政府からの働きかけや電子契約促進など国民運動の展開と必要な環境整備

【参考】『押印原則』具体例②

問題の所在

必要な対応策

- 押印と同等の効果を持つ電子署名に使用される電子証明書の要件が限定されているので、事実上電子契約が進まず、押印付きの紙ベースの契約をしている

③

- 地方公共団体と民間の契約の際に求められる電子署名に使用する電子証明書が通常の民間同士の場合と比べて要件が限定されている
- 役員変更時等による商業登記変更申請の場合、取締役会の議事録添付が必要だが、その際の電子申請に使用する電子証明書の要件が制限される

- 左記のような規定の洗い直しと当該規定の見直し

- 押印と同等の効果を持つ電子署名に使用される商業登記電子証明書のコストが高く、取得手続きのUI / UXがわかりにくい

④

- コストの見直し
- UI/UXの改善

■ 新しい規制・制度の創出による新市場の創出※

- ① AI等を活用した新たな事業融資制度の構築
- ② 株式投資型クラウドファンディング規制の見直し
- ③ リスクテイク投資家層の拡大/私募ルールの見直し
- ④ AI・ブロックチェーンを前提とした規定への見直し
- ⑤ デジタル著作権法制の整備
- ⑥ オンラインでのエンタメ市場・スポーツ振興・コンテンツ拡大に向けた関係法令整理（ギフティングやオンラインベッティング等）

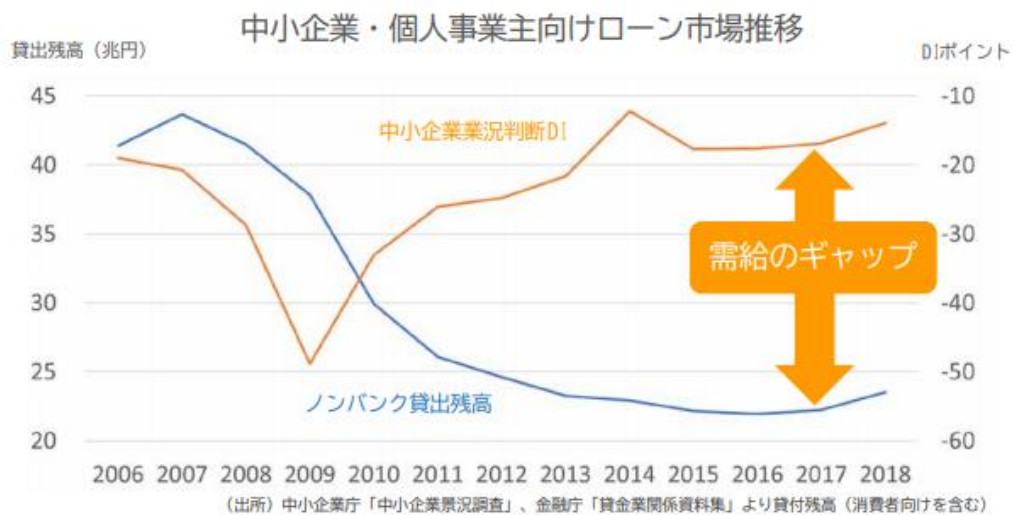
※ 2019年11月28日の自民党行革推進本部規制改革チームの提言『デジタル規制改革に関する提言』での規制改革の切り口の事例になりうるもの

【参考】① A I 等を活用した新しい事業融資制度の構築 1

■ 一律規制から、ビッグデータ/リアルデータに基づくリスクに応じた規制への転換

<ニーズ・環境変化>

中小企業の資金需要と供給の現状



「腕のいいラーメン屋さん」が二店目を出せるのはいつ? 2



(出所)2019年4月11日 規制改革推進会議第14回投資等WGでの当連盟プレゼン資料『フィンテックを活用した新たな金融機能の創造』

【参考】① A I 等を活用した新しい事業融資制度の構築 2

■ 一律規制から、ビックデータ/リアルデータに基づくリスクに応じた規制への転換

現状の課題

12

- 小規模・創業期企業の企業間信用（＝運転資金）の需要を、伝統的な貸し手がカバーすることは困難
- (POS) レジ、電子商取引、予約、SNS、クラウド化された月次決算データ等、従来は利用困難だったものの、事業の健全性や将来収益の蓋然性を説明できる新たなデータが利用可能となっている
- 借り手の中には、金利よりも、手間の削減と時間短縮を優先するセグメントも多い。銀行における融資申し込みの手間を省くためには、ある程度の手数料を支払ってもよいと考えている。多くの新興企業の事業者は素早い融資判断を可能としている。だが、現状では素早い手続きの対価としての手数料は金利に含めざるを得ず受領が困難。銀行側で融資に要する固定費を回収するために例えば1か月の資金需要に対して3～6か月の融資を期間として対応するケースも多くみられる
- 事業者は典型的に個人の消費者より高い責任判断能力を有するにもかかわらず、個人と同じ15%・18%・20%の年利を想定した制約のもとにある。即時の判断が得られる短期融資ニーズを満たすことができない場合には、現在撲滅し切れていない、ヤミ金融のような違法な融資サービスの利用を促してしまう面があるのではないかと

<要望事項>

→これらの事項解決に向けた調査・検討をお願いしたい

【参考】② 株式投資型クラウドファンディングの規制改革

■ 一律規制から、リスクに応じた規制への転換

➤ 発行総額1億円及び投資家一人当たりの投資額50万円の上限規制の見直し

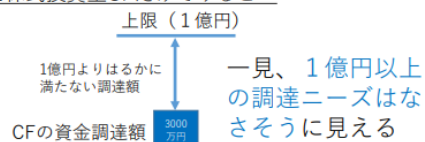
1億円要件について

金融庁のご認識

1億円以上の資金調達ニーズはない

- ✓ 1億円以上の資金調達ニーズが強いのなら、株式投資型CFの資金調達額は上限の1億円に張り付くはず。
- ✓ しかし、2017年実績によると1案件あたり平均取扱額は2,800万円、最大6,000万円弱にすぎない

■ 株式投資型CFだけで見ると…

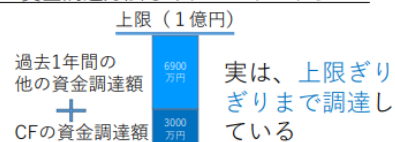


当連盟のご認識

他の資金調達方法も考慮して判断すべき

- ✓ 1億円の算定には過去一年間の他の資金調達額が合算される
- ✓ 株式投資型CFだけで見ると1億円に満たない場合でも、他の資金調達額をあわせると上限ぎりぎりまで調達している場合がある

■ 他の資金調達方法もあわせて見ると…



50万円要件について

金融庁のご見解

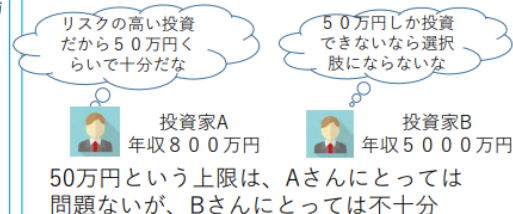
投資家保護のために50万円要件は必要

- ✓ 株式投資型CFはリスクの高い投資であり投資家の保護の観点も重要
- ✓ 現状の50万円の上限は、米国の制度も参考にしつつ設定されたもの
- ✓ 米国では、年収10万ドル未満の人の場合、「2,000ドル又は年収の5%のいずれか大きい方」が投資金額の上限となっている

当連盟の見解

投資家の属性についても考慮する必要

- ✓ 投資家保護の重要性に異論はないが、さまざまな属性の投資家がいることを考えると一律50万円の要件は硬直的
- ✓ 米国においては、年収及び資産額に応じた柔軟な上限額の設定がなされている



(出所)2020年2月12日 規制改革会議第6回投資等WGでの当連盟のプレゼン資料より抜粋

【参考】③ リスクテイク投資家層の拡大・私募ルールの見直し

■ 一律規制から、リスクに応じた規制への転換

① リスクテイク投資家層の拡大

【現状】

一般投資家の中には、一定の資産・投資経験を有し**一定のリスクをとれる**にも関わらず**適格機関投資家**となる要件を満たさない者が多数存在

【要望】

一定のリスクをとれる投資家（例：5千万円～1億円程度のリスク資産保有者）に対して、適格機関投資家と同様に、**プロ私募へのアクセスを許容**する

② 私募ルールの見直し

【現状】

少人数私募は「声かけ規制」であるため、インターネットで募集した時点で「少人数」の要件を満たさなくなる

【要望】

声かけではなく**購入人数の規制**とすることにより、**インターネットを通じた少人数私募の募集を認める**

(出所)2020年2月12日 規制改革会議第6回投資等WGでの当連盟のプレゼン資料より抜粋

【参考】④AIを前提とした規定への見直し

分野	関係法律等	問題の所在	必要対応策
医療	次世代医療基盤法 医薬品医療機器法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 医師等に法律の要請より厳格に情報管理を行う意識がある一方で、基準が曖昧であるためデータ利用が進んでいないという声 ➢ 医療データに特化した適切なルールを設計することでデータの流通促進を図るべき ➢ 電子処方箋等のデジタル化の推進も必要 ➢ プログラム医療機器の審査が遅くAI医療機器開発の遅延要因に 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 医療仮名化情報（当該データ単体では特定の個人を識別できないデータ）について、データの送り手・受け手を医師及び指定された研究者に限定するなど一定の要件の下、本人の同意なしで第三者提供を可能とする（CTスキャンの画像データなど） ➢ 電子処方箋引換証の紙交付のデジタル化 ➢ プログラム医療機器の審査期間の短縮（現状最短2年→半年程度に）
金融	貸金業法 割賦販売法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 既にAI活用が進む金融分野においてもさらなるイノベーションの可能性 ➢ 新たな金融サービスを実装するための法的制約を取り除いていく必要 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ クラウドソーシングデータ等を活用した新たな与信制度として、貸金業法や割賦販売法の年収による総量規制等を見直し、非正規雇用やフリーランス等も広く与信を得られるようにする ➢ AIによる精緻な与信審査により短期融資が可能になっているためスモールビジネス向け融資として金利制約（年利換算）を柔軟化
交通	道路交通法 道路運送車両法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ CASE、MaaSの進化に向けた国際競争が激化 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自動運転実証の加速化やMaaS実装に向けた情報連携
不動産、建築	建築基準法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 人出不足等による施工管理や検査などにデジタル技術等を入れる必要性が高まっている 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 建築物の定期検査等に目視でなくドローンを利用できることの明確化等
教育	調達の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 初等中等教育においても国際的な教育デジタル化の流れの中で大きな遅れ 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ノートPCやタブレットの利用などITインフラの共同調達による迅速整備、遠隔教育の推進、教育コンテンツの普及
公共調達・政府統計、その他横断的整備	調達の見直し 統計法 個人情報保護法等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 政府や自治体等によるデータ利活用の遅れ ➢ 政府統計で取得した調査票やそれに基づく匿名データ等はデータとして付加価値があるが未活用、一層の有効活用が統計制度の発展にも資する 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 公共におけるAI活用へのインセンティブ設計（診療報酬でのAI加点や公共窓口の一元化に向けたAIチャットボット活用補助金など） ➢ 統計法の匿名データについて一定のセキュリティを担保した企業の事業目的にも利用できるよう改正 ➢ 利活用を主軸に置いた個人情報保護法等改正

【参考】④ブロックチェーンを前提とした規定への見直し

■ 分散型システムを前提としてない法制度の再定義

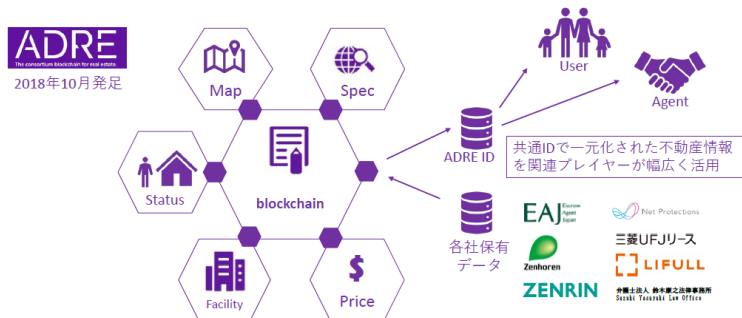
関係法律等	法律の概要	問題の所在
電子署名及び認証業務に関する法律	<ul style="list-style-type: none">➤ 電子署名が本人のものであるとの認証業務について、本人確認方法等の信頼性を判断する目安を規定	<ul style="list-style-type: none">➤ 認証対象となる設備の要件がクライアント・サーバモデルのみを想定➤ 認証業務を技術的に分散的に処理するアーキテクチャの場合、どのように認証業務が認証されるのか不明
電子記録債権法	<ul style="list-style-type: none">➤ 企業が保有する手形や売掛債権を電子化し、インターネットで取引可能な決済手段とすることにより、債権の流動化や資金調達の円滑化等を図るもの	<ul style="list-style-type: none">➤ 電子債権記録業を営む電子債権記録機関の要件が、単独事業者のみを想定➤ 電子記録のシステム要件が、クライアント・サーバモデルのみを想定
社債、株式等の振替に関する法律	<ul style="list-style-type: none">➤ 株券の電子化により、株主の権利をほふりや証券会社等の口座で管理する「株式等振替制度」について規定	<ul style="list-style-type: none">➤ 有価証券の権利移転は、許認可対象である中央管理者（金融商品取引業者、取引所、振替機関）を通じて行われることが前提
不動産登記法	<ul style="list-style-type: none">➤ 不動産の表示や権利を公示するための登記について規定	<ul style="list-style-type: none">➤ ブロックチェーンによる権利移転や記録が想定されておらず、登記として対抗要件にならない
民法	<ul style="list-style-type: none">➤ 債権譲渡の第三者対抗要件である確定日付ある証書に関して規定	<ul style="list-style-type: none">➤ 確定日付ある証書は原則紙が前提。例外も、指定公証人による日付情報付き電子ファイルに限定

- **中央政府・地方公共団体等によるオープンデータ政策の推進とAPI開放のデフォルト化**
- **個人情報保護法制2000個問題の解消**
- **国/地方の情報システムの標準化/クラウド化の推進（地方のLGWANシステムの問題解消）等**
 - **自治体は、クラウド化の方針が不明確であり、ネットワーク分離が前提となっているため、依然としてテレビ会議やネット申請対応などが進まない構造**

【参考】動産・不動産のID管理と日本発プラットフォーム

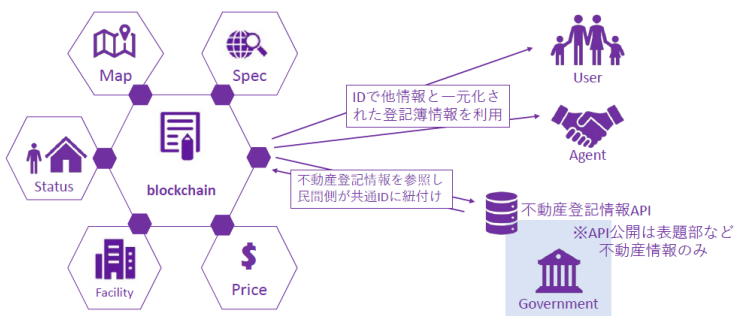
- 企業側では、顧客(個人・法人)や動産/不動産をID管理し、それをもとに、**会員制サービスを提供する日本発プラットフォーム**を目指す動きが出現
- 政府としては、**動産/不動産等の各種台帳の整備**と当該台帳の**API開放**、**ブロックチェーンでの実装の支援**が肝

【取組事例】民間コンソーシアムでの共通ID構築プロジェクト



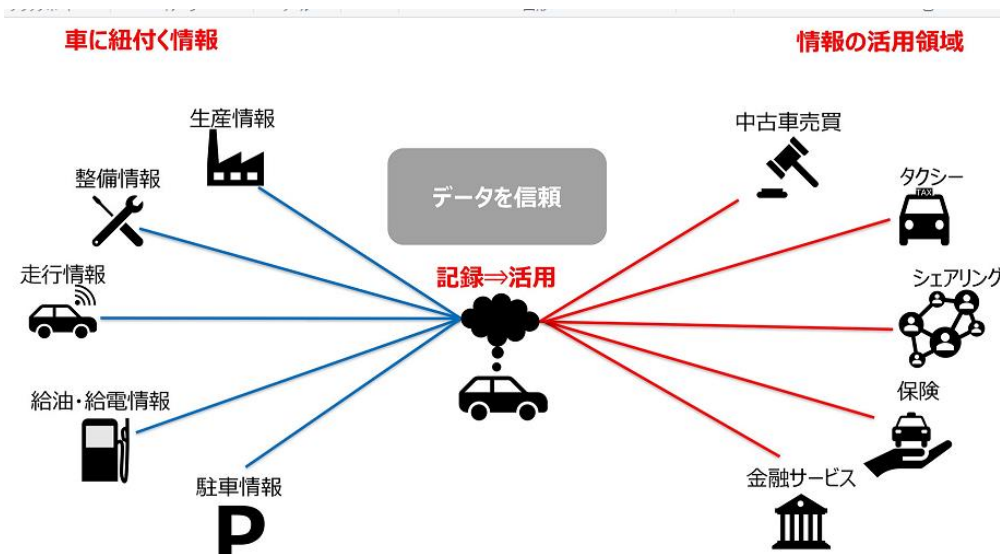
不動産情報を分散台帳上で一元的に扱い、情報の非対称性を無くす

【提言】不動産登記情報APIの公開と民間データとの連携



登記情報参照のハードルを下げ、登記に基づいた情報の真正性担保を容易に

ブロックチェーン技術を活用し、車に紐づくあらゆる情報を蓄積・共有・活用



(出所)

①2020年3月9日 未来投資会議産官協議会次世代インフラ/スマート公共サービスでの(株)LIFULL様の説明資料
 ②2020年3月16日 トヨタ自動車(株)リリース資料

■ DXを阻む『アナログ慣行』の見直し

- 営業をインサイドセールスに転換
- バーチャル株主総会へ転換
- リモートワーク推進(課題抽出/ガイドライン整備)

■ オンライン選挙、インターネット投票の導入

■ 政府会議・記者会見等のオンライン対応の推進

2-2. 新たな国づくり -規制・制度のDX-

⑤ 規制・制度のDX等を進めるための枠組みの整備

■ 規制・制度DXの『質の指標』作成と定期評価、進捗管理

- 例えば、今後予定される『iDeCoの加入申し込み等のオンライン化』は内容のレベルを検証する必要がある(マイナンバー制度を活用することにより、全ての手続きが加入者から見てオンライン完結になる使い勝手のいいものになるのかなど)

■ 『デジタル法制局』機能により法令のDXを評価

- 既存法の評価と必要に応じ改正要請の機能
- 新規立法の法案提出の際にDXを阻害していないかを事前審査
(cf デンマークの事例)

■ 諸外国並みに、行政手続きに係る対応コストベースでの総量規制の導入(ポスト『行政コスト2割削減』)

■ オンライン手続きを優先するファーストトレーンを制度化

(cf 千葉市の事例)

【参考】DXの質の指標の参考事例 千葉市のDX

新型コロナウイルス対策を契機とした

別紙

ちばし チェンジ 宣言！

現状

新型コロナウイルス感染拡大防止

- ・密集状態での接触の抑制 → 不慣れなテレワークの実施、社会経済活動への制約、公共手続き窓口利用への不安
- ・一斉臨時休校 → 学びの遅れの懸念、

方向性

人々の行動が制限される中でも、社会経済活動を維持するための環境整備が必要。
この危機を、社会を変えるチャンスとする。

- 市役所が変わる！ → 新旧様々なツールを活用して、利便性向上と市役所機能の最大化
- 教育が変わる！ → 時間と場所を選ばない学習環境の整備
- 企業が変わる！ → 生産性の向上による強靱な地域経済の構築

市役所が変わる！

市役所が変わる！① ～行かなくていい、待たなくていい～

- ・郵送、オンラインの徹底活用！
- ・事前申請のファストレーン※1、混雑状況のネット配信
- ・行政手続きの原則オンライン化

市役所が変わる！② ～やり取りは遠隔（リモート）で～

- ・時差出勤やテレワークのさらなる促進
- ・庁内会議は原則遠隔実施、説明会等の動画配信

市役所が変わる！③ ～市保有情報は原則公開～

- ・オープンデータ活用ルール作成やデータの原則公開に向けた検討
- ・データ連携基盤を構築し、オープンデータの利活用促進

※1インターネット事前申請時の、優先受付窓口

教育が変わる！

- ・ドリルパーク※2の本格導入、学習の進捗が把握可能に！
- ・今回のような状況でも「学ぶ環境を保証」
⇒その環境を活用して、個別学習の充実
- ・保護者との連絡のデジタル化を検討

※2インターネットを利用した家庭学習補助コンテンツ

企業が変わる！

- ・テレワーク、IoTなどで生産性向上。「遠隔」を常識に！
(生産性向上へ、“千葉市型”ハンズオン支援の強化)

⇒通勤時間・移動時間を「生産時間」に

宣言

今こそ、1人1人、みんなが意識と行動の変革を！

1

- 越境時代における国内企業と外国企業の規制・制度の適用と執行のイコールフットイングを図るための各事業法等関係法令の一括整備法の整備や執行体制の強化 等

1. コロナ対応と新たな国づくり

2. 規制・制度改革

3. 経営・業務改革

4. スタートアップ支援

5. Appendix

3. 経営・業務改革

3-1. コロナ対処に直結する経営・業務改革

① リモートワークの推進

3-2. 新たな国づくり –経営・業務のDX–

① DXの見える化

② DX連携の支援

③ DX投資のインセンティブ

3-1. コロナ対処に直結する経営・業務改革

① リモートワークの推進

問題の所在

- 経理人事業務系を中心に押印が必須であることも多く、出勤せざるを得ないという声大きい
- ① ※ リモートワークの障害原因として、約3割の人が押印の問題を指摘(ペーパーロジック(株)社によるリモートワーク・テレワークに関するアンケート調査)

- リモートワークにまだ慣れていない、業務管理手法をどうするか、現行法令※との関係など課題を挙げる者がいる
- ②

- ※ 例えば、在宅勤務が税理士法の二カ所事務所設置禁止規定等との関係が不明確で土業のリモートワークが進んでいない

必要な対応策

- 法令等上の押印原則の洗い出しと完全撤廃
- バックオフィス業務のクラウド化などのサービスの導入促進のための措置
- 書面と印鑑によらない契約・取引慣行への転換を行うことの政府からの推奨などの国民運動の展開
- リモートワークに関するガイドラインの整備(土業のリモートワークの法令との関係の整理含む)、無料相談体制の整備、リモートワーク導入支援を行う緊急の支援策の実施
- スタートアップがリモートワーク支援のためのソフトウェアを提供しているのでその導入を促進(調達の優遇等)

3. 経営・業務改革

3-1. コロナ対処に直結する経営・業務改革

① リモートワークの推進

3-2. 新たな国づくり –経営・業務のDX–

① DXの見える化

② DX連携の支援

③ DX投資のインセンティブ

3-2. 新たな国づくり -経営・業務のDX- 経営・業務のDX推進の打ち手

➤ 3つの打ち手によって、コロナショックを契機にDXを徹底的に推進

DXの両輪

経営のあり方、仕組み

基盤となるITシステム

打ち手

①DXの見える化

②DX連携の支援

③DX投資のインセンティブ

3-2. 新たな国づくり -経営・業務のDX-

① DXの見える化

- DXに関する指標・情報開示の充実、表彰制度、事例共有により、経営層の問題意識の具体化、ビジョンの明確化などを図る

■ DX推進指標の因数分解

- 特に課題感のある事業領域、業務領域について、DX推進指標を具体化
 - ・ 医療、交通、教育 など
 - ・ 営業、経理、マーケティング など

■ DX情報の開示拡充

- 「DX銘柄」の選定や指数・投資信託の開発
- 有価証券報告書の記述情報などにおけるDX推進状況の開示

■ DX推進企業の表彰制度

- 「DX銘柄」のように上場企業に限らず、あらゆる企業を対象
- 特にDX推進をもたらす経営層のイニシアチブを評価

■ DXのベストプラクティス共有

- 業種・規模などに応じた、各企業にとって参考になる先行事例・ベストプラクティスを収集・提供

3-2. 新たな国づくり –経営・業務のDX-

② DX連携の支援

- DX推進に必要な、DX推進のためのサービスを提供する側の企側の支援やそうした企業とのマッチングを促す仕掛けを作る

■ DX版J – Startup

- DX推進のためのサービスを提供するスタートアップで特に有望な企業を選定し、集中支援

■ DX官民連携プラットフォーム

- DX推進のためのサービスに関する登録型の官民連携プラットフォームを構築（≡「VS COVID 19 #民間支援情報ナビ」）
- 事業領域、業務領域などの観点で構造化され、課題を具体化・マッチングを促す仕組み
- 政府・自治体は支援措置（補助金、税制など）に関する情報連携、規制改革要望の受付を行うほか、政府・自治体自身のDXのための公共調達にも活用

3-2. 新たな国づくり -経営・業務のDX-

③ DX投資のインセンティブ

➤ 無形資産への投資を促す税制上の支援措置を講じ、DXを推進

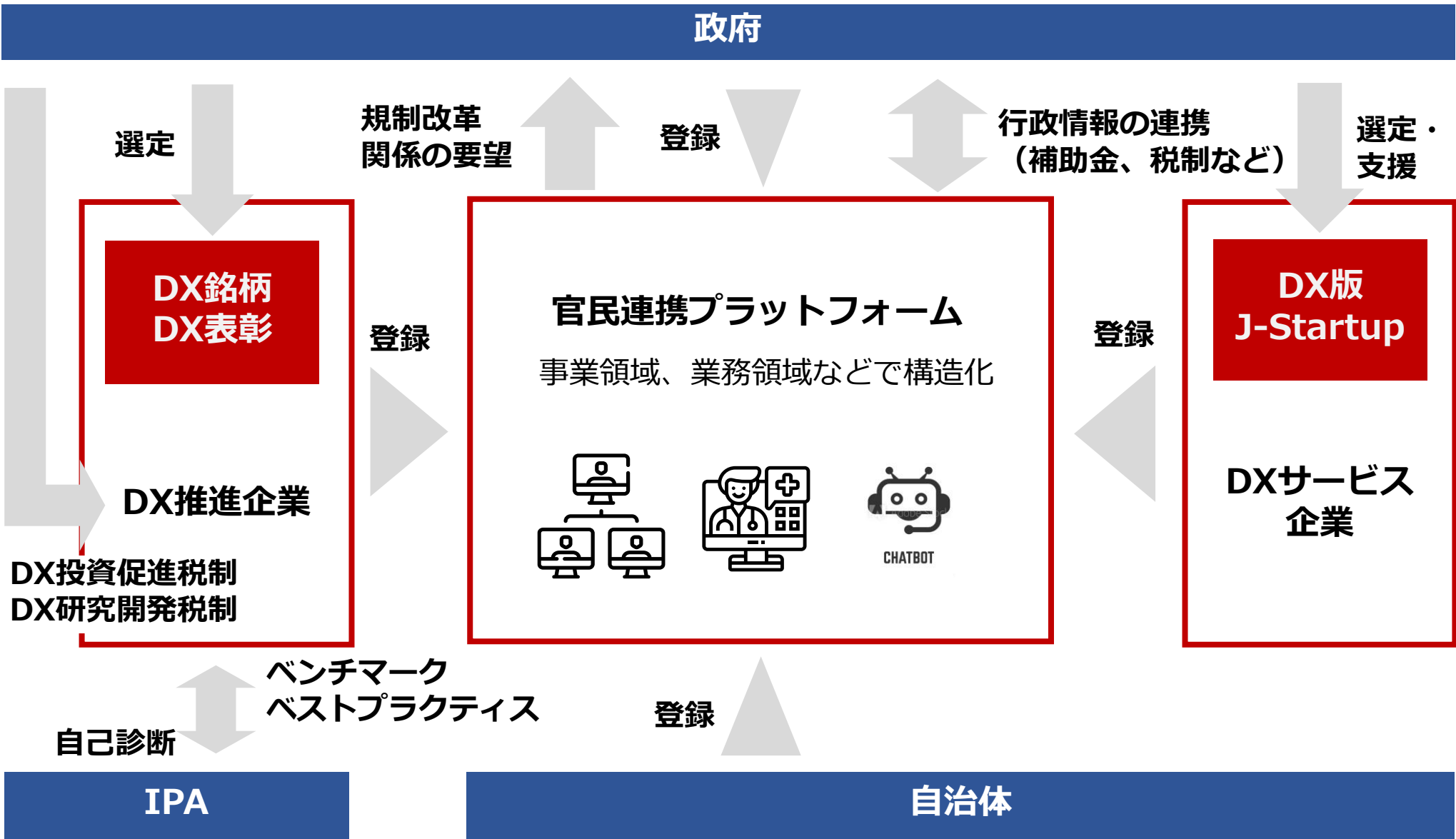
■ DX投資促進税制

- DX投資を対象とした税額控除もしくは特別償却
 - レガシーシステムの刷新、クラウド化
 - リモートワークの導入
 - DX人材への投資 など
- ※ 無形資産も対象とした投資促進税制であるIOT税制は3月に廃止
- 税務関係書類の電子保存原則化と電子帳簿簿保存法改正

■ DX研究開発税制

- 現在の研究開発税制は製造業中心の産業構造を前提としており、DX推進のために見直し
 - 「専ら」要件の撤廃、ソフトウェアの費用処理範囲の拡大

【参考】DX推進の枠組み



1. コロナ対応と新たな国づくり

2. 規制・制度改革

3. 経営・業務改革

4. スタートアップ支援

5. Appendix

4. スタートアップ支援

- ① スタートアップの資金繰り支援
- ② スタートアップ投資の支援
- ③ スタートアップによる社会実装支援

4. スタートアップ支援

① スタートアップの資金繰り支援

- 従来の中小企業向け支援パッケージでは、スタートアップは対応しづらく、**スタートアップに特化した要件を検討すべき**
- スタートアップ向けの支援パッケージを**一元的に情報集約、メッセージを発信**

■ 中小企業向け支援パッケージにスタートアップは当てはまらず

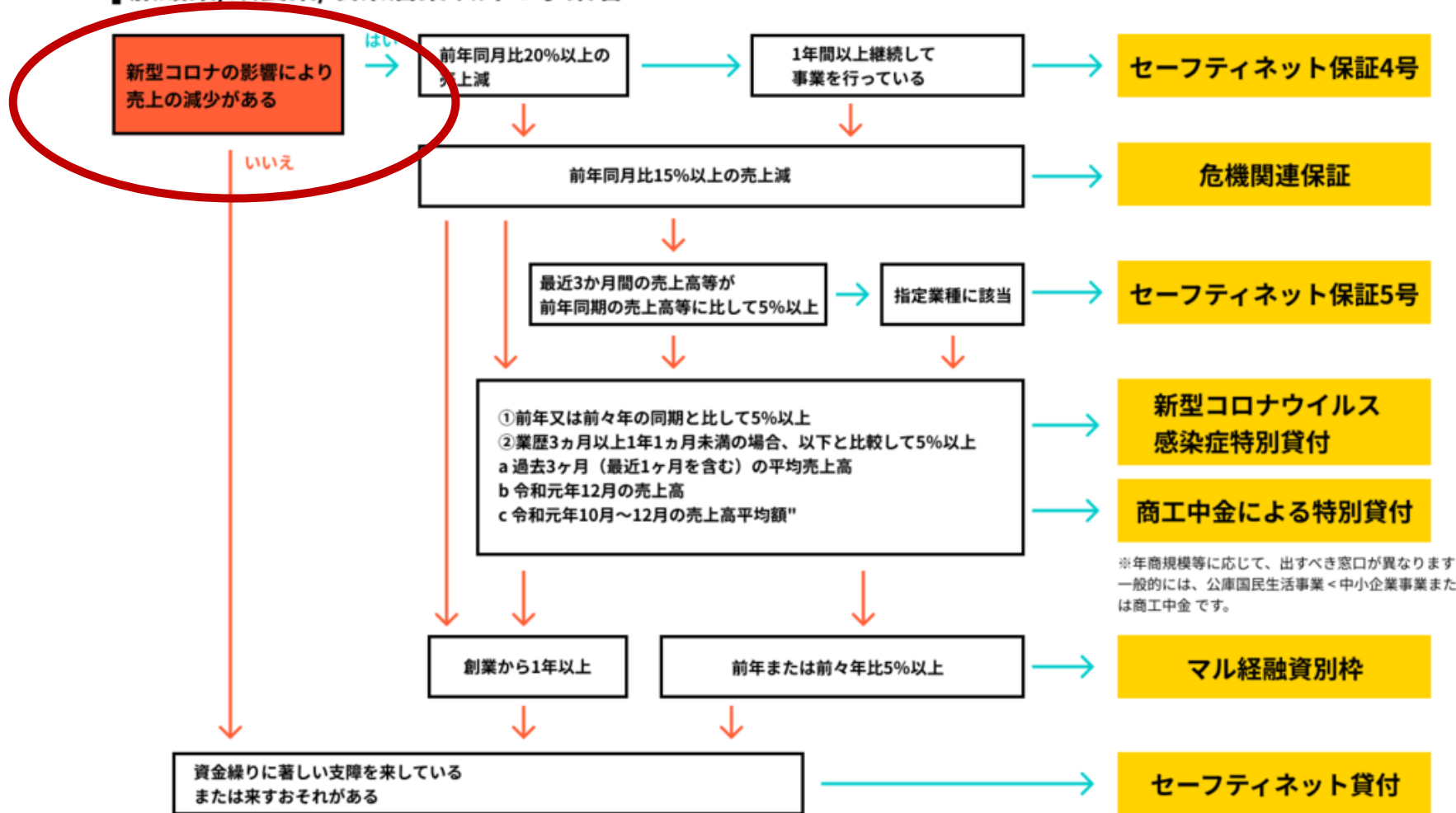
- 新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の資金繰り対策のため、日本政府は総額1.6兆円規模の支援パッケージを用意
- 事業者にとっては重要なライフラインとなるが、ほとんどの支援メニューは「**売上げの減少**」が基準になっており、「中小企業」を対象としたもの
- プロダクトの開発から**短期間で急成長することを前提としたスタートアップは条件に当てはまらない**ケースが多い（シード期で売上がまだ立っていないような場合もある）

■ スタートアップ向け支援施策の充実とメッセージの発信

- スタートアップ向けの支援パッケージを一元的に情報集約し、メッセージを発信
- 従来型の危機対応融資の枠組みを超えた**資本性のつなぎ資金供給**
- 負担の大きい固定費（家賃、人件費）の支援
 - **雇用調整助成金の売上減少要件緩和**
 - 家賃の支払い猶予（公的なインキュベーション施設等）

【参考】 中小企業の支援パッケージ

旅館業/飲食業/喫茶店業以外の事業者



※年商規模等に応じて、出すべき窓口が異なります
一般的には、公庫国民生活事業＜中小企業事業または商工中金です。



【参考】 諸外国のスタートアップ支援策

- 欧州のスタートアップの中心地である**フランス・ドイツ**や**台湾**ではすでに「**スタートアップ支援**」に特化した支援パッケージを用意
- 優先株や新株予約権付社債（CB）などによる、資本性のつなぎ資金を供給するプログラムを設けている
 - **フランス**：**総額40億ユーロ規模**の包括的な支援計画。（新株予約権付社債を民間と共同で約200億円引受けなど）
 - **ドイツ**：**総額20億ユーロ規模**の包括的な支援計画。メガベンチャー向けに10億ユーロ規模の長期資金供給も検討中
 - **台湾**：**上限なし**で優先株（6ヶ月－12ヶ月の運転資金相当）引受
- アメリカでもカリフォルニアでは、賃料が支払えなくなった場合の立ち退き命令の禁止措置を実施

【参考】フランスのスタートアップ支援策

- 3月25日、仏デジタル経済担当国務長官、公的投資銀行(Bpifrance)、投資事務総長はコロナの影響を受けるスタートアップ向けに総額40億ユーロ（約4,780億円相当）の包括的な支援計画を発表
- 仏のスタートアップエコシステムはここ数年盛り上がりを見せており、スタートアップはビジネスとしては収益が顕在化するまでには数年を要するのが常であり、上記発表は新型コロナによる危機状況において特別に緊急な対策が必要との認識

1. 資金調達ブリッジファイナンス：8,000万ユーロ（約96億円） + 民間投資家より共同投資を募る

- 使途は資金調達ラウンド中であつた、もしくは近々資金調達ラウンドに入る予定だったがVCからの資金調達が困難になったスタートアップ向けのブリッジファイナンス。Bpifranceによって運営管理される「未来への投資プログラム」(Programme d'Investissements d'Avenir, PIA)を活用する。支援は資本へのアクセス可能な債券の形であり、民間投資家との共同投資を図ることにより少なくとも合計1億6,000万ユーロ（約190億円）を目指す。

2. 銀行融資への公的保証：20億ユーロ（約2,390億円）

- 企業向けコロナ対策として3月中旬に仏政府より発表された3,000億ユーロの企業向け銀行融資への公的保証をスタートアップも同様に受けることができる。融資は民間金融機関またはBpifranceを経由して行われる。借入可能額は2019年の従業員給与の2倍もしくは年間売り上げの25%の高い方となる。保証は融資額の9割までをカバーし、融資期間によっては補償費用も低く抑えられる。

3. 早期の税還付：15億ユーロ（約1,790億円）

- 2020年中に受けられる法人税の早期還付、2019年の研究税とイノベーション・VATの還付も含む。
- 既にコロナ対応経済対策として、全ての企業が2020年の税申告による法人税、VATの早期還付を求めることができる旨出されているが、中小零細企業や「若くイノベティブな企業」(JEI:Jeunes Entreprises Innovantes)と位置付けられるスタートアップは、研究開発税額控除(Crédit d'Impôt Recherche CIR)の即座の還付を求められる。事業者税務署は、要請に数日に対応できるよう体制を整えている。

4. 公的支援助成金の早期支払い：2億5,000万ユーロ（約300億円）

- すでに承認済の「未来への投資プログラム」(PIA)のイノベーション支援助成金の支払いを加速。政府要請により、Bpifrance及びAdeme（仏環境エネルギー・管理庁Agency for the Environment and Energy Management）は同プログラムのイノベーション支援を加速させること、例えば承認済でまだ支払い未了のスタートアップに対する支払いなどを早期に行う。
- さらに仏政府は2020年もBpifranceを通じてイノベティブ企業に対するイノベーション支援（補助金、融資等）を継続する予定であり、13億ユーロを見込む。Bpifranceは民間投資家とともに、直接あるいはファンド経由での投資を引き続き行う。

4. スタートアップ支援

② スタートアップ投資の支援

- 日本は**スタートアップ投資**でCVCの占める割合が大きいですが、本業が打撃を受けると早々に規模縮小する可能性があり、**先細りしないような投資の下支え**が必要
- アフターコロナもにらんだ対内直接投資の戦略づくり、多拠点化構想

■ 小規模POC（Proof of Concept, 実証実験）に対する支援

- スタートアップ投資促進のため、オープンイノベーション税制が創設されたが、さらに初期スタートアップ支援のため、**大企業と連携した小規模なPOCを支援**（税制優遇等）
- 投資は検討に時間がかかるため、小規模POC案件の活性化により、初期スタートアップは当面の資金繰りをしのぎつつ、実績作り
- その後、投資を受けたらすぐに本格的なプロダクト開発に着手し、実際にPOCを行った企業に売り込むなど、より大きな売上を生めるサイクルを作る

■ コロナ対応やDX推進に資する技術・サービスへの投資促進

- コロナ対応やDX推進に資する技術・サービスの開発を目指すスタートアップへの投資については、①**オープンイノベーション税制を深堀**、②**政府ファンドから同額をマッチングで投資**
 - 新型コロナウイルスへの直接的な対応（位置情報アプリなど）
 - 新型コロナで影響を受ける業界等への支援（飲食業の資金繰りサポートなど）
 - DXの推進（オンライン診療・教育、リモートワーク・WEB会議など）

4. スタートアップ支援

③ スタートアップによる社会実装支援

- 東京都のコロナ対策サイトなど、**スタートアップの持つ技術・スピード感**の必要性が広く認識されたところ
- スタートアップの有する新技術、新サービスを政府機関・自治体等で積極活用し、社会実装を促進

● 公共調達改革

- 緊急時における随意契約の柔軟な活用促進
- 公共調達へのスタートアップの参入を促すような、入札の参加資格要件、仕様、審査プロセス、契約・支払い手続きなどの見直し

● オープンデータの推進（p38再掲）

- 中央政府・地方公共団体等によるオープンデータ政策の推進とAPI開放のデフォルト化
- 個人情報保護法制2000個問題の解消
- 国/地方の情報システムの標準化の推進（地方のLGWANシステムの問題解消）等

1. コロナ対応と新たな国づくり

2. 規制・制度改革

3. 経営業務改革

4. スタートアップ支援

5. Appendix

【参考】『出頭原則』等により不動産業者が支払うコスト

非効率な調査業務の具体例

- 宅地内への水道管引き込み配管図について水道局に出向いて確認が必要
- 固定資産税等の公課証明書について電子閲覧は出来ず、税務署に出向いて確認が必要
- 周辺の開発状況確認のため、役所に出向いて建築計画概要書の確認が必要
- 一部の行政区では道路・地形データは電子閲覧が可能だが、道路台帳平面図の詳細を確認するため各建設事務所道路台帳担当窓口まで出向いて確認が必要
- 埋蔵文化財保護法の指定区域の資料について、役所へ出向いての確認が必要
- 法定点検資料(消防点検報告書・建築設備定期検査・特定建築物定期調査など多数)の確認のために、消防署・保健所などに出向いての確認が必要

調査業務に膨大な時間が費やされている

2. 事業者が必要とする情報①(不動産取引業務の流れ)



平成24年7月 国土交通省作成「不動産流通市場における情報整備のあり方研究会」より

5時間×6社が査定 8時間×1契約 1中古住宅流通毎に
30時間 + 8時間 = 38時間

FRK既存住宅流通推計量 × 59.8万件 = 年間で調査に費やされた時間推定
2,271万時間 (1.3万人相当)

【参考】民間企業が対応する年間コスト『行政コスト』①

コスト	国(実績)※1	都道府県(試算)※2	国+都道府県※3
作業時間(時間)	3億3,377万	8億9,901万	12億3278万
金銭換算(円)	8,208億	2兆2,862億	3兆1,070億
従事人数換算(人)	19万	52.2万	71.2万

(出所) 2019年12月公表の(独法)経済産業研究所・石崎隆・上席研究員レポート『事業者目線での行政手続コスト削減』

※1 8分野の行政手続532項目のみ。すべての手続をカバーしているわけではない。

※2 鳥取県の事例を参考に都道府県全体に試算。

※3 市町村の手続きは含まれず、国も税制対応手続等は含まれておらず、日本全体の行政手続を全部カバーしていない。

【参考】民間企業が対応する年間コスト『行政コスト』②

- 『人数換算コスト71.2万人』の有する規模感
～他産業での従業者数との比較～
- ・ 上回るケース
農林漁業(36.3万)、電気ガス水道(18.8万)、
複合サービス事業(48.4万)
- ・ 産業分野全体の従業者数の約半数相当に迫るケース
情報通信業(164.2万)、金融・保険業(153万)、
不動産業(146.2万)

(出所) 総務省統計局資料 産業別民営事業所数と従業者数(平成28年)

【参考】 行政手続きに係る規制改革の経済効果の試算

- ①行政手続きが付加価値を生み出さないとの仮定の下では、**行政手続きコストが、我が国の GDP を 6.2 兆円**（2016 年度（名目 GDP 比 1.16%）**押下げる要因**）となっており、国では 1.6 兆円（同 0.30%）、地方では 4.6 兆円（同 0.85%）の付加価値の損失となっている。
- ②**行政手続きコストを 20%削減して節約された労働時間を平均的な付加価値を生む業務へ振り向けることができれば**、これまでの成長経路と比較して、GDP を**毎年 1.3 兆円増加**（名目 GDP 比 0.24%）する結果となる（国では 0.4 兆円（同 0.07%）、地方では 0.9 兆円（同 0.17%））。
- ③削減対象・規模の大幅な拡大、削減で生まれる余剰労働の生産性の高い分野への転換等があれば、**更に大きな経済効果を生み出す可能性**がある旨が分析されている。

(出所) 2019年12月公表の(独法)経済産業研究所・石崎隆・上席研究員レポート『事業者目線での行政手続きコスト削減』において、引用している論文のまとめ記事。引用元は、溝端幹雄「行政手続きコスト削減でGDPはどれだけ増える？」大和総研経済構造分析レポート（2018年5月29日）。

【参考】 デジタル完結による生産性向上効果の試算

デジタル完結による日本全体のバックオフィス業務の生産性向上（試算）は以下のとおり。

全労務手続をデジタル完結することによって…

約2,000億円の生産性向上

帳簿等の電子保存を完結することによって…

約1.8兆円 of 生産性向上



労務・帳簿保存の2分野で**2兆円規模の生産性向上**が可能。印刷費・交通費・倉庫費・郵送費等の削減効果も加えるとさらに大きく。また法務や総務などでもデジタル化による生産性向上可能。

(注1) 労務分野のデジタル化による効果試算

人件費：2,543円/時間、申請・通知のオンライン化によって削減できる時間：30分/手続 → 1手続あたり1,272円削減

労務領域で非オンラインの年間申請手続数：約1.5億件とすると1,272円 × 1.5億件 = 約2,000億円

(約1.5億件：IT総合戦略室の実施した棚卸の結果、労務関連法令に根拠のある総手続数)

(注2) 帳簿・証憑・議事録等法定保存文書の電子保存原則化による効果試算

人件費：2,543円/時間、ファイリング+書庫保存+管理簿作成等にかかる時間：15分/手続

→1手続あたり削減できるコスト：2,543円 × 15分 = 636円

法人数：約2.8百万社、削減できる年間保存手続数平均1000件/社（会員ヒアリング）とすると636円 × 1,000件 × 2.8百万社 = 約1.8兆円

※人件費は規制改革推進会議行政手続部会事務局の試算を利用。

【参考】行政手続きのコストベースの総量規制①

■ 今後の行政手続きコスト削減の枠組み（総量規制（1-in/2-outルール等））

- 欧米では、2000年代に既存の行政手続きコスト（ストック）の削減に注力する取組を行った後の方策として、2010年代からは、一旦削減した既存の行政手続きコストをこれ以上増やさないというフローの総量規制（「1-in/2-out」等）が、新たな国際的な潮流となりつつある。
- なお、1-in/1-outルールは、新たな規制を1つの追加した場合に1つの規制を廃止するという個数ベースの総量規制ではなく、新たな規制の遵守に必要な追加コスト相当分を、既存の規制の廃止・緩和等により捻出・削減するというコストベースの総量規制である。
- 例えば、英国では、2010年から1-in/1-out（追加的コスト1ポンドに対し削減するコスト1ポンド捻出）に取組んだ。この取組が期待以上の成果を収めたため、2013年から2015年にかけて、1-in/2-outに拡大した。その結果、2010年から2015年の5年間で、100億ポンド（約1兆3255億円）のコスト削減を実現した。さらに、2015年から1-in/3-outと取組を深堀している。

【参考】 行政手続きのコストベースの総量規制②

- また、カナダでは、2012年から1-for-1ルールが導入し、さらに2015年に「行政手続負担軽減法」(Red Tape Reduction Act)を制定し、この取組を法令上の義務とした。
- さらに、2015年からドイツで1-in/1-outが導入された。最近では、米国トランプ政権が、2017年1月、大統領令を発出し、1-in/2-outを導入した。大統領府によれば、「当初の目的を大幅に上回る成果（6
- 7項目の規制緩和に対して3項目の新規規制の導入）を挙げ、2017年に81億ドル（8900億円）の規制コストの削減を実現し、2018年にも98億ドル(1兆780億円)以上の削減が確実とされている。また、政権就任時に導入が計画されていた規制のうち、635項目が撤回され、244項目が停止され、700項目が延期されている。

(出所) 2019年12月公表の(独法)経済産業研究所・石崎隆・上席研究員レポート『事業者目線での行政手続コスト削減』より抜粋

【参考】デンマークのデジタル政策

ポイント2: デジタルを前提とした法律整備

- 法律作成や改定にデジタル化という視点が欠かせなくなっている。
 - 法律作成チームにデジタルの専門家が入っていく必要がある。
- デンマーク議会は、2018年夏からデジタル原則に則っていない法律は出せなくなる。

Danish Parliament: 7 principles for digitisation-ready legislation

1. Simple and distinct rules
2. Digital communication
3. Enable automated digital case processing
4. Consistency across public authorities – uniform concepts and re-use of data
5. Safe and secure data management
6. Using public ICT infrastructure
7. Legislation should prevent fraud and errors

- また、エストニアの公的情報法では年に2回程度改定する等、状況に合わせて柔軟に対応。

Amended by the following legal instruments

Passed	Published	Entry into force
19.06.2002	RT I 2002, 61, 375	01.08.2002
19.06.2002	RT I 2002, 63, 387	01.09.2002
11.02.2003	RT I 2003, 25, 153	01.07.2003
12.02.2003	RT I 2003, 26, 158	01.10.2003
10.11.2004	RT I 2004, 81, 542	10.12.2004
15.06.2005	RT I 2005, 39, 308	01.01.2006
07.12.2006	RT I 2006, 58, 439	01.01.2007

12

【参考】 DX推進の両輪

- DX推進には、経営のあり方・ITシステムの両方の見直しが必要

■ 経営・業務のDXとは

- 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、**データとデジタル技術**を活用して、顧客や社会のニーズを基に、**製品やサービス、ビジネスモデル**を変革するとともに、**業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土**を変革し、競争上の優位性を確立すること

(経済産業省「DX推進指標とそのガイダンス」より抜粋)

■ 経営・業務のDXにおける車の両輪

① 経営のあり方、仕組み

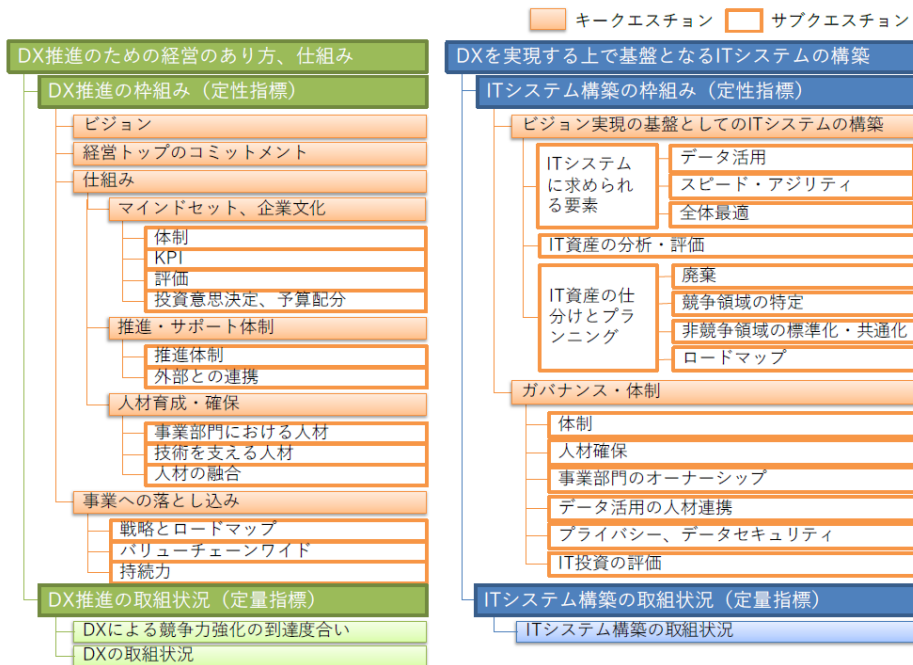
- 顧客視点でどのような価値を創出するか、ビジョンを明確化する必要（号令だけでは不十分)

② 基盤となるITシステム

- DXによる価値創出に向けて、その基盤となるITシステムがどうあるべきか定義する必要

【参考】 DX推進指標

- 昨年、経産省はDX推進指標を策定。企業は同指標にもとづき、IPAのウェブサイトを通じて自己診断を実施可能
- 現在は診断結果をIPAに提出すれば、ベンチマーク結果が提供される仕組み

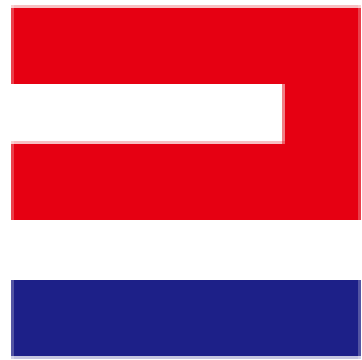


※2020年3月にベンチマークを策定しました。自己診断結果を提出いただいた企業に、ベンチマーク結果を提供しています。なお、引き続き、診断結果の提出も受け付けています。

（出所）情報処理推進機構

出所：経済産業省

Hello, Future!



新經濟連盟

Japan Association of New Economy